

事務連絡
令和3年4月5日

各都道府県・指定都市
精神保健福祉主管部（局） 御中

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
精神・障害保健課

新型コロナウイルス感染症に係る精神障害者保健福祉手帳の
更新手続の取扱いについて

日頃より、精神障害者保健福祉手帳制度の適切な運営に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

今般、令和3年4月1日に新型コロナウイルス感染症対策本部において、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第31条の4第1項に基づき、まん延防止等重点措置を実施すべき期間及び区域が定められたところです。

まん延防止等重点措置の対象となる区域については、地域の感染状況に応じて、「新型コロナウイルス感染症に係る精神障害者保健福祉手帳の更新手続の取扱いについて」（令和3年1月15日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課事務連絡）（別添）における緊急事態宣言の対象地域と同様の取扱いとして差し支えありませんので、その旨御了知願います。

また、管内で手帳の更新手続を行う精神保健福祉センターや指定医療機関等の関係者に周知いただく際に、下記の点にもご留意いただくよう併せて周知をお願いします。

記

1. 自立支援医療費の支給認定に関する取扱いのように有効期間の延長を行うものではなく、精神障害者保健福祉手帳の有効期限の到来に伴い、障害者手帳申請書の提出により更新が必要となること。
2. 申請のために、圏域を跨いでまん延防止等重点措置の対象となる区域の医療機関を受診する必要がある場合についても、個々の状況に応じて柔軟に取り扱って差し支えないこと。
3. 手帳の更新申請に当たっては、引き続き、郵送による更新申請手続や、有効期限を超過した更新申請手続のいずれも可能であること。

（担当者）

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
精神・障害保健課心の健康支援室障害保健係
中川、田中
TEL 03-5253-1111(内線 3064・3105)

別添

事務連絡
令和3年1月15日

各都道府県・指定都市
精神保健福祉主管部（局） 御中

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
精神・障害保健課

新型コロナウイルス感染症に係る精神障害者保健福祉手帳の
更新手続の取扱いについて

日頃より、精神障害者保健福祉手帳制度の適切な運営に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

ご承知の通り、令和2年4月24日付けの事務連絡により、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、申請者が医師の診断書の取得のみを目的として医療機関を受診することを避けるため、令和2年3月1日から令和3年2月28日までの間に手帳の有効期限を迎える者のうち、更新時に医師の診断書を添えて提出する必要がある者については、障害者手帳申請書の提出をもって、現に所持している手帳の有効期限の日から1年以内は当該診断書の提出を猶予した上で、有効期限を更新することができるとしているところです。

今般、令和3年1月7日に新型コロナウイルス感染症対策本部長が新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第32条第1項に基づき、緊急事態宣言を行ったこと等を踏まえ、緊急事態宣言の対象地域については、更新手続の取扱いを別紙のとおりとしますので、内容を十分御了知いただくとともに、管内で手帳の更新手続を行う精神保健福祉センター等に周知いただくようお願いいたします。

また、手帳の更新申請に当たっては、郵送による更新申請手続や、有効期限を超過した更新申請手続のいずれも可能であることから、引き続き対応方よろしく申し上げます。

担当者
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
精神・障害保健課心の健康支援室障害保健係
高橋
TEL 03-5253-1111(内線 3110・3064)

(別紙)

1. 対象地域

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）第 32 条第 1 項に基づく緊急事態宣言が出されている地域

2. 適用対象者

(1). 令和 2 年 3 月 1 日から令和 3 年 2 月 28 日までの間に手帳の有効期限を迎える者で既に令和 2 年 4 月 24 日付けの事務連絡の内容（医師の診断書の提出猶予）が適用されている者

(2). 令和 3 年 3 月 1 日以降に手帳の有効期限を迎える者

3. 適用内容

緊急事態宣言中、さらにはその解除以降においても、申請者が医療機関を受診できず、通常の手続きを円滑に行えない場合は、医師の診断書の提出を猶予したうえで、更新を可能とする。

4. その他

マイナンバーを活用した情報連携により年金関係情報を把握する場合、又は、年金証書等の写しによる申請が可能である場合については、従前どおり実施要領に基づく手続きを行うこと。

※なお、緊急事態宣言の対象地域となっていない地域においては、通常の更新申請手続きを行うこととなります。